毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外

令和８年１月27日

主　要　目　次

選挙管理委員会告示

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における開票事務を別に行う選挙会の選挙区 二
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時 二
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 二
○ 衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 二
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所 三
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式 三
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における千葉県選挙管理委員会委員長の執務場所 三
○ 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時 三
○ 最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式 四
○ 最高裁判所裁判官国民審査において用いる投票用紙等に押すべき印 四

各選挙長告示

○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 四
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長の執務場所 五
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 五
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長の執務場所 五
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 五
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長の執務場所 五
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 五
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長の執務場所 六
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 六
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長の執務場所 六
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 六
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長の執務場所 六
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 六
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長の執務場所 七
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 七
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長の執務場所 七
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 七
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長の執務場所 七
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 七
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長の執務場所 八
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 八
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区選挙長の執務場所 八
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十二区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 八
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十二区選挙長の執務場所 八
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 八
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長の執務場所 九
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 九
○ 衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所 九

各選挙分会長告示

○ 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 九
○ 衆議院比例代表選出議員選挙における千葉県選挙分会長の執務場所 九

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第七号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票事務を別に行う選挙会の選挙区は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

千葉県第六区及び千葉県第八区

千葉県選挙管理委員会告示第八号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

一　選挙会

区分	場所	日時
千葉県第一区	千葉県庁本庁舎一階多目的ホール	令和八年二月十日午前九時三十分
千葉県第二区	千葉県庁本庁舎一階多目的ホール	令和八年二月十日午前九時五十分
千葉県第三区	千葉県庁本庁舎一階多目的ホール	令和八年二月十日午前十時十分
千葉県第四区	船橋市　葛南地域振興事務所会議室	令和八年二月十日午前九時三十分
千葉県第五区	船橋市　葛南地域振興事務所会議室	令和八年二月十日午前九時五十分
千葉県第六区	松戸市　東葛飾合同庁舎六階第二会議室	令和八年二月十日午前九時三十分
千葉県第七区	松戸市　東葛飾合同庁舎六階第二会議室	令和八年二月十日午前九時五十分
千葉県第八区	松戸市　東葛飾合同庁舎六階第二会議室	令和八年二月十日午前十時十分
千葉県第九区	佐倉市　印旛合同庁舎二階第一会議室	令和八年二月十日午前九時三十分
千葉県第十区	香取市　香取合同庁舎四階中会議室	令和八年二月十日午前九時三十分
千葉県第十一区	茂原市　長生合同庁舎四階大	令和八年二月十日午前九時三十

千葉県第十二区	木更津市　君津合同庁舎四階大会議室	令和八年二月十日午前九時三十分
千葉県第十三区	佐倉市　印旛合同庁舎二階第一会議室	令和八年二月十日午前九時五十分
千葉県第十四区	船橋市　葛南地域振興事務所会議室	令和八年二月十日午前十時十分

二　選挙分会

場所	日時
千葉県庁本庁舎一階多目的ホール	令和八年二月十日午前九時三十分

千葉県選挙管理委員会告示第九号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

一　衆議院小選挙区選出議員選挙

日時　令和八年一月二十七日　午後五時三十分

場所　千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会

二　衆議院比例代表選出議員選挙

日時　令和八年一月二十八日　午後五時三十分

場所　千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第十号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による投票所内の投票の記載をする場所における名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

一　日時　令和八年一月二十七日　午後六時三十分

二　場所　千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第十一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

一　日時　令和八年一月二十七日　午後七時

二　場所　千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第十二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

一　衆議院小選挙区選出議員選挙

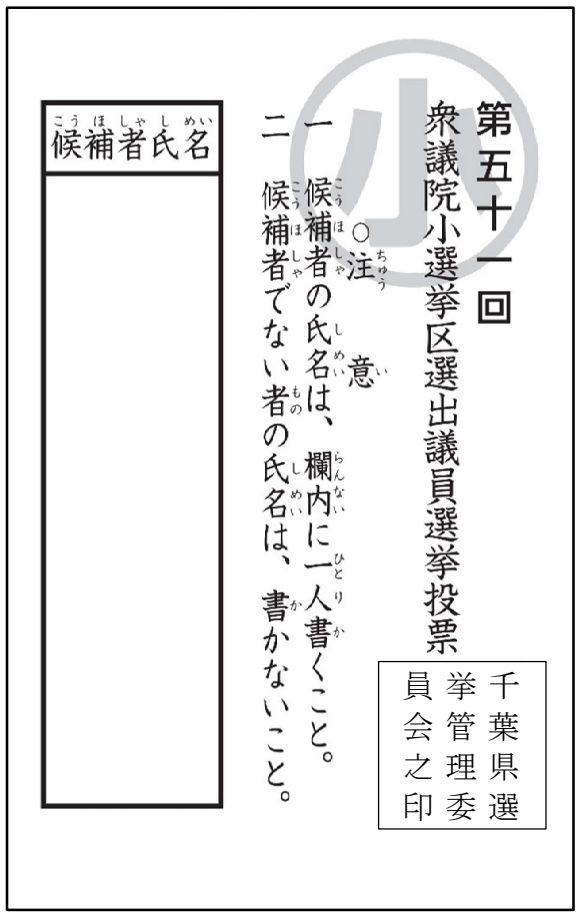

備考

1　あさぎ色地に黒刷りとする。

2　点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

二　衆議院比例代表選出議員選挙

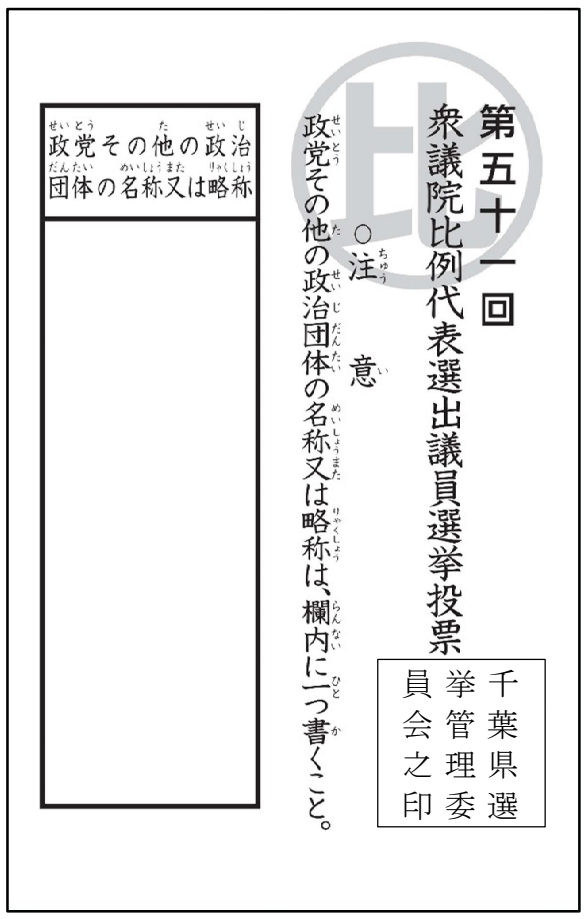

備考

1　ピンク色地に黒刷りとする。

2　点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

千葉県選挙管理委員会告示第十三号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会。ただし、令和八年一月二十七日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

千葉県選挙管理委員会告示第十四号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊　地　秀　樹

一　場所　千葉県庁本庁舎一階多目的ホール

二　日時　令和八年二月十日　午前九時五十分

千葉県選挙管理委員会告示第十五号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

一　投票用紙

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地秀樹

第二十七回
最高裁判所裁判官
国民審査投票

千葉県選挙管理委員会之印

注意
一　やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書くこと。
二　やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄	裁判官の氏名

備考　うぐいす色地に黒刷りとする。

二　点字による投票の投票用紙

第二十七回
最高裁判所裁判官国民審査投票
点字投票

千葉県選挙管理委員会之印

○注意
一　やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
二　やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考　うぐいす色地に黒刷りとする。

千葉県選挙管理委員会告示第十六号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査において用いる投票用紙、投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、千葉県選挙管理委員会印を刷り込むものとする。

令和八年一月二十七日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地秀樹

各選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第一区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長　菊地秀樹

区	場所	日時
及お人衆 分	筒千	

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会	令和八年二月五日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度	

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長　菊　地　秀　樹

千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会。ただし、令和八年一月二十七日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第二区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長　菊　地　秀　樹

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第二区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長　菊　地　秀　樹

千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会。ただし、令和八年一月二十七日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第三区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長　菊　地　秀　樹

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長　菊　地　秀　樹

千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会。ただし、令和八年一月二十七日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第四区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長　相　葉　正　宏

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第	船橋市　葛南地域	令和八年二月五日午後

六十二条第二項の規定によるくじ	振興事務所企画課	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長　相葉　正宏

船橋市　葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第五区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長　相葉　正宏

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	船橋市　葛南地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長　相葉　正宏

船橋市　葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第六区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長　小川　康博

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	松戸市　東葛飾地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長　小川　康博

松戸市　東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室（松戸市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第七区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長　小川　康博

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第	松戸市　東葛飾地	令和八年二月五日午後

区分	場所	日時
六十二条第二項の規定によるくじ	域振興事務所企画課	五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長　小川康博

松戸市　東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室（松戸市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第八区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長　小川康博

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	松戸市　東葛飾地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長　小川康博

松戸市　東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、東葛飾合同庁舎六階第一会議室（松戸市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第九区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長　飯島里美

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	佐倉市　印旛地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長　飯島里美

佐倉市　印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、印旛合同庁舎二階大会議室（佐倉市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長　橋本欣也

区分	場所	日時

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	香取市　香取地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長　橋本欣也

香取市　香取地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、香取合同庁舎四階中会議室（香取市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十一区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区選挙長　髙橋俊浩

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	茂原市　長生地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区選挙長　髙橋俊浩

茂原市　長生地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、長生合同庁舎四階大会議室（茂原市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長　陣野正美

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	木更津市　君津地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十二区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十二区選挙長　陣野正美

木更津市　君津地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、君津合同庁舎四階大会議室（木更津市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十三区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長　飯島里美

区分	場所	日時

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	佐倉市　印旛地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長　飯島里美

佐倉市　印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、印旛合同庁舎二階大会議室（佐倉市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十四区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長　相葉正宏

区分	場所	日時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	船橋市　葛南地域振興事務所企画課	令和八年二月五日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和八年二月五日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長　相葉正宏

船橋市　葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和八年一月二十七日については、千葉県庁中庁舎十階大会議室とする。

各選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長　岡本和貴

一　場所　千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会

二　日時　令和八年二月五日　午後五時五十分

衆議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長　岡本和貴

千葉県庁内　千葉県選挙管理委員会

県報　千葉　令和８年１月27日（火曜日）　号外第４号

購読料　本号　一部　三〇〇円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号
購読申込先　千葉県
〒二六五八
電話（二二三）〇四三